

(仮称) 東大和市新総合計画策定方針



平成30年11月22日 市長決裁

この策定方針は、平成34年度を初年度とする新たな総合計画（以下「新総合計画」という。）の策定に当たっての基本的な考え方や必要な事項を明確に示し、策定事務の円滑な推進を図ることを目的に策定するものです。

1 計画策定の趣旨

東大和市（以下「市」という。）では、平成13年度に、計画期間を平成14年から平成33年（平成24年12月に、平成33年を平成33年度に変更）までの20年間とした第二次基本構想を策定し、将来都市像である「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきたところです。平成25年度からは、第四次基本計画に基づき、様々な分野で施策を推進してきました。

現行の第二次基本構想及び第四次基本計画は、平成33年度に目標年次を迎えます。第二次基本構想の計画期間が開始して以降、この20年間で、市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきました。今後、わが国においては、少子高齢化による人口減少社会がさらに進展し、市を取り巻く環境が大きく変化していく中で、多様化・複雑化する地域課題に適確に対応していく必要があります。

このことから、市の持続可能な発展を目指し、中長期的な視点に立って総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、平成34年度を初年度とする新総合計画の策定に取り組みます。

2 計画の位置付け

現在、全国の市区町村の多くは、目指す将来都市像、まちづくりの方向性や目標を明らかにし、それを達成するために、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」などで構成される「総合計画」を策定して、行政運営を行っています。

「総合計画」を構成する「基本構想」については、これまでは地方自治法において、市区町村が地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定が義務付けられていましたが、平成23年の地方自治法の改正により、法による策定の義務付けがなくなりました。これは、「総合計画」がその役割を終えたということではなく、地方分権の流れの中で、市区町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から義務付けが廃止されたものです。

こうした中、市においては、今後も総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくために、引き続き「総合計画」を策定するとともに、この「総合計画」は、市が目指す将来都市像への中長期的な展望を示すまちづくりの基本方針として、また、市の最上位計画として位置付けます。

3 計画策定の基本的な考え方

(1) 将来人口を見据えた計画づくり

「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、市の人口の将来展望として、現在のままでは、平成72（2060）年に人口が70,529人まで減少すると推計しています。それに対して、将来目標人口は、合計特殊出生率の維持等により、平成72（2060）年に78,801人としており、その実現に向けて様々な人口減少の抑制に向けた取組を推進しているところです。今後の社会経済情勢を鑑み、市にとっても人口減少への対応が重要な課題となることから、新総合計画においては、人口減少の抑制に重点を置くとともに、人口減少の中にあっても活力あるまち、持続可能なまちを目指した計画づくりを行います。

(2) 地域の特性を生かした計画づくり

豊かな自然環境など地域が持つ特性を生かし、住むことに誇りや愛着を感じられるよう、魅力の向上と活性化を目指します。また、豊かな市民生活を支える地域社会を築き、市民が主体となったまちづくりを進めるため、「地域でできることは地域で」の共助の考え方に基づく計画づくりを行います。

(3) 検証可能で実効性の高い計画づくり

少子高齢化と人口減少の時代の中で、より実効性を重視した計画とするため、計画の成果・効果を客観的に検証することができ、策定後の進捗管理を行いやすい計画づくりを行います。

(4) 個別計画と整合性のある計画づくり

新総合計画を市における最上位計画とし、各種行政分野における個別計画との整合性を十分に考慮しながら策定作業を進めます。また、基本計画の施策体系に則して、各個別計画との関連性を明確にした計画づくりを行います。

(5) 市民参加による計画づくり

今後のまちづくりの課題や方向性を共有するため、計画の策定に当たっては、広く市民の意見を聴取する機会を設け、市民参加による計画づくりを行います。

(6) 親しみやすく分かりやすい計画づくり

構成や表現などが簡潔明瞭で、身近なものと感じられるような内容とし、市民にとって親しみやすく、分かりやすい計画づくりを行います。

4 計画の名称

新総合計画の名称は、東大和市総合計画策定本部や東大和市総合計画審議会等において、新総合計画の素案等の審議を行う中で、検討を行います。

名称が決定するまでは、新総合計画の名称は、「(仮称) 東大和市新総合計画」とします。

5 計画の構成と期間

新総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成し、計画期間は次のとおりとします。

(1) 基本構想：20年間

総合的かつ計画的にまちづくりを進めるために定める基本的な構想で、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方となる「理念」、その理念に基づき市が目指すべきまちの姿を示す「将来都市像」などを定めます。

平成34年度を初年度とする第三次基本構想の計画期間は、平成34年度から平成53年度までの20年間とします。

(2) 基本計画：10年間

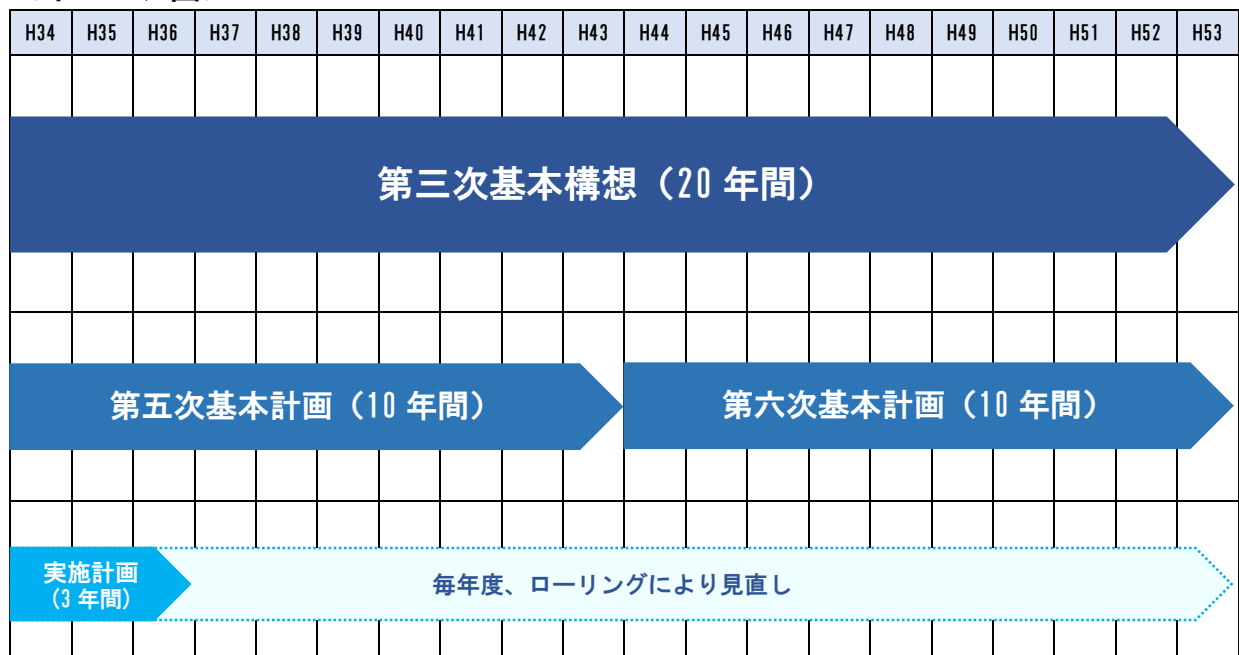
基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画で、基本構想で示された将来都市像を実現するための基本的な施策の方向性や目標を定めます。

基本計画は、基本構想の計画期間20年間において、前期10年間と後期10年間に分けて策定します。平成34年度を初年度とする第五次基本計画の計画期間は、平成34年度から平成43年度までの10年間とします。

(3) 実施計画：3年間（毎年度、ローリング方式により見直し）

基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画で、財政的な裏付けをもって事務事業の内容を具体的に定めます。社会経済情勢や環境の変化に応じて毎年度見直しを行い、予算編成の指針とします。

<イメージ図>



6 策定体制

(1) 市民参加

新総合計画の策定に当たっては、様々な市民参加の機会を設け、広く市民意見の聴取に努めます。

名 称	内 容
① 東大和市総合計画審議会	基本構想及び基本計画に関する事項を審議するため、学識経験者や公募市民などから構成する附属機関による会議。市長の諮問に応じ、計画策定について調査審議を行う。
② 市民意識調査	新総合計画に市民の意見や意識を反映するため、市民を対象にアンケート調査を行う。
③ ワークショップ及び意見交換会	幅広い世代の市民同士が、これからのまちづくりについて対話するワークショップや意見交換会を開催することにより、まちづくりへの関心やまちへの愛着の醸成を図るとともに、より多くの市民からまちづくりに対する意見等を聴取する。
④ パブリックコメント	新総合計画についての意見を得るため、市民等を対象に、新総合計画の素案に対してのパブリックコメントを行う。
⑤ 市民説明会	新総合計画についての意見を得るため、市民を対象に、新総合計画の素案等についての説明会を行う。

(2) 庁内体制

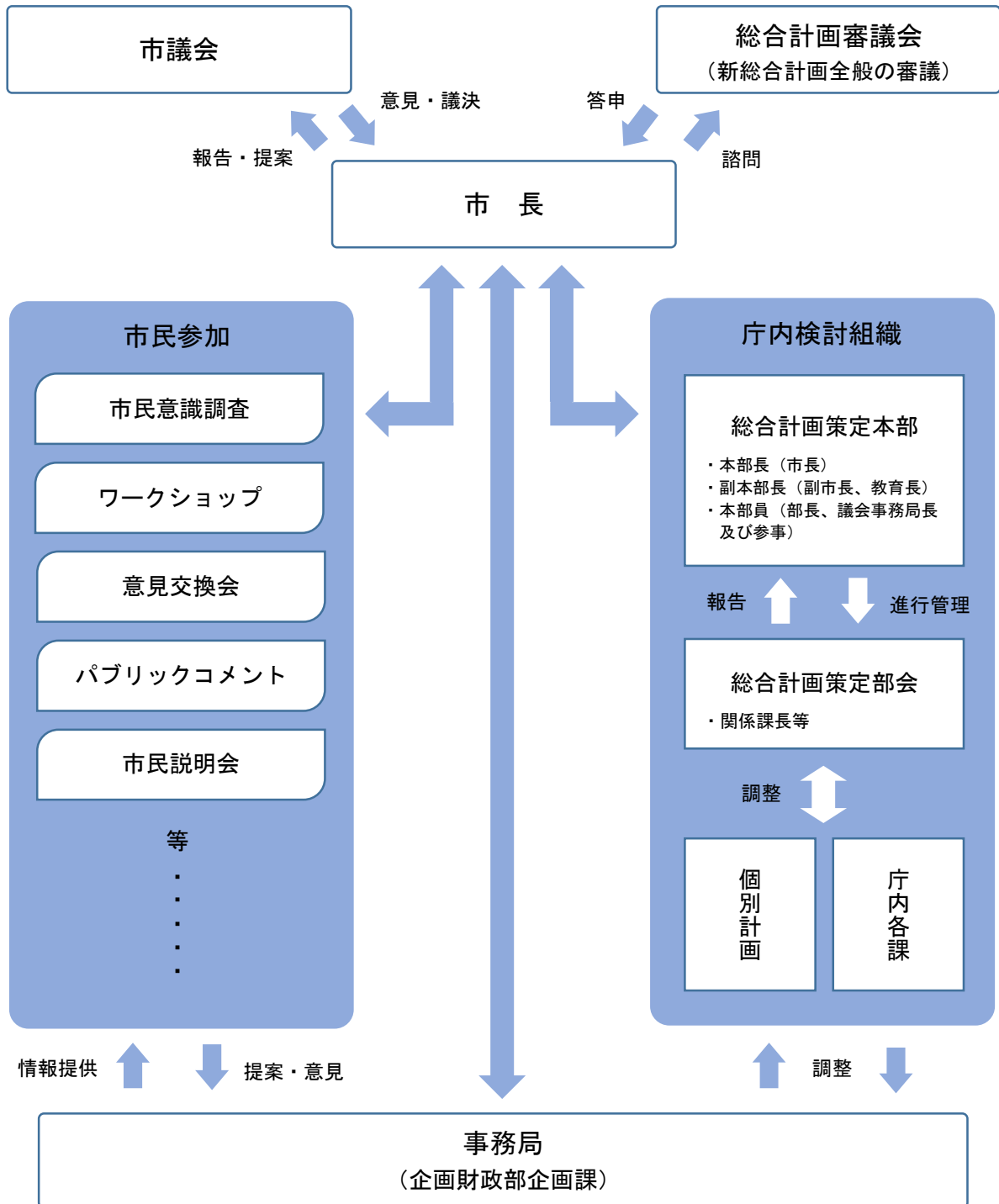
東大和市総合計画策定本部を中心に、庁内各部等が横断的に連携し、計画策定に当たります。

名 称	内 容
① 東大和市総合計画策定本部	市長、副市長、教育長、部長、議会事務局長及び参事で構成し、新総合計画の素案等の審議等、新総合計画の策定事務の推進に関することを行う。
② 東大和市総合計画策定部会	課長職の職員で構成し、新総合計画の素案等の検討のほか、関係各課との調整を行う。
③ 各部・課	新総合計画策定に関する調査への回答や、策定本部や策定部会の求めに応じて調整を行う等、計画策定への協力を行う。
④ 事務局	新総合計画策定に関する各種調査を実施するほか、策定本部や策定部会の会議運営及び新総合計画案の作成を行う。

(3) 市議会との関係

新総合計画の策定状況について、適宜、市議会へ報告を行うとともに、東大和市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、基本構想を議案として提出します。

<策定体制図>



7 策定スケジュール

新総合計画は、平成33年度末までに策定するものとし、第三次基本構想の市議会への議案の提出は、平成32年12月を予定します。

新総合計画の策定スケジュールは、概ね次のとおりとします。

平成31（2019）年度

- 4月頃 基礎調査（将来人口推計、現状分析等）
現行計画の評価・総括などを実施
- 9月頃 総合計画審議会への諮問
第三次基本構想（素案）について市民意見の聴取（パブリックコメント等）

平成32（2020）年度

- 8月頃 総合計画審議会から、第三次基本構想（案）の答申
- 12月 第三次基本構想（案）を市議会へ提案・議決
第三次基本構想を策定

平成33（2021）年度

- 4月頃 第五次基本計画（素案）について市民意見の聴取（パブリックコメント等）
- 9月頃 総合計画審議会から、第五次基本計画（案）の答申
- 11月頃 第五次基本計画を策定
- 3月頃 （仮称）東大和市新総合計画（第三次基本構想・第五次基本計画）の発行

※ 市民参加として、市民を対象にした意識調査やワークショップなどを適宜実施します。

※ 策定にかかる各種会議として、総合計画審議会、総合計画策定本部、総合計画策定部会等の会議を随時開催します。

※ スケジュールは予定であり、策定過程において変更になる場合があります。

